

- 令和3年度の巡回指導につきまして、ご対応いただきありがとうございました。中でも、非対面方式による指導において多大な協力を賜り、深く感謝申し上げます。
- さて、巡回指導の結果等により、特に留意していただきたい「運賃料金に関する事項」を整理しました。詳細につきましては、以下項目別に記載しましたのでご確認ください。

以下、留意事項

## ◆ 上限額～下限額の範囲の意味

### ■ 運賃料金に上限額～下限額の範囲がある理由

貸切バスの需要には季節性があるため、**下限額は基準額の-10%**

**年中、下限額を収受することは適切ではない**



## ◆ 下限割れの事例紹介と解説

### 事例

- 運送引受時点において、運賃料金は上下限額の範囲内にあったが、実際に運行したところ、当初の想定より走行時間及び走行距離が延びてしまった。
- 結果として請求した運賃料金が下限額を割れてしまった。

### 解説

- 運送引受時点の運賃料金は、あくまで運送引受時点の走行時間・走行距離に基づく金額です。
- その上で、事業者が収受する運賃料金は、実際の運行による走行時間・距離に基づき算出される上下限額の範囲内とする必要があります（**実際の運行に要したコストは運賃料金で回収**）。  
※実際の運行による金額を収受しない場合、「下限割れ」となります。
- ★ したがって、運送引受時点の運賃料金が、実際の運行による走行時間・距離に基づき算出される上下限額の範囲外にある場合、事業者は発注者側に**運賃料金を追加で請求する必要があります**。
- ★ 運送引受時点の運賃料金が下限額ギリギリである場合、本事例のように下限割れが生じやすくなるため、運送引受にあたっては、**運行時期等を踏まえ余裕をもった運賃料金の設定や事前（事後）に発注者側への説明等が必要となります**。



Click

北海道貸切バス適正化センターホームページのご案内 (<http://www.hkbt.or.jp/>)

当センターホームページには、巡回指導資料（準備書類、自主点検表、改善結果報告書の記入例）を掲載しております。

また、法令等の改正を反映した運行管理規程・整備管理規程の他、関係の通達等も掲載しております。業務のご参考にしてください。

## ◆ 手数料等に係る事例紹介と解説

### 事例

- 収受した運賃料金から手数料等（\*\*%）の額を差し引くと下限額を下回ってしまった。

### 解説

- 運賃料金から手数料等を差し引いた後の収受する金額が下限額を下回ってしまった場合、運賃料金の割戻し（道路運送法第10条違反）の**審査対象**となります。
- 審査対象となった場合、国は第三者委員会へ「手数料等が過大かどうか」について助言を依頼し、**過大な手数料等の疑いがあると助言された場合に、安全確保経費（安全コスト）の阻害有無の審査を行います。**
- 安全コストは、各社の原価計算によって算出されます。
- ★ このことから、巡回指導時、運賃料金から手数料等を差し引いた後の金額が下限額を下回っている運行を確認した場合、「**審査対象**」として国へ報告しています。
- ★ **審査対象 = 「運賃料金の割戻し」の確定ではありませんので、ご理解をお願いいたします。**



## ◆ 到着地等の待機に係る取扱い

### 概要

- 観光地等の**到着地において、運転者が長時間の待機を行う場合**の取扱い
- 当該待機した時間は、**時間制運賃を収受する必要**
- しかし、改善基準告示\*でいう「**休息期間**」を与えた場合は、**当該時間は走行時間から除外可**  
\* 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）



### 注意点

- 改善基準告示上、1日の休息期間は、勤務終了後連続8時間以上必要とされています。
- 一方、業務の必要上、勤務の終了後連続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合は一定の要件のもと、「休息期間分割の特例」が設けられています。
- この点、「休息期間分割」は連続4時間以上の休息が一つの要件とされていますが、これをもって、「連続4時間以上の休息 = 休息期間として走行時間から除外できる」ということにはなりません。
- **全ての要件を満たし、「休息期間分割の特例」に合致する場合に、休息期間として走行時間から除外できます。**

